第１１６回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時　：　令和３年６月８日（火）

|  |  |
| --- | --- |
| 案　　　　件 | 審議結果等 |
| (仮称)スーパービバホーム吹田千里丘店（吹田市）【新設】 | 大規模小売店舗立地法第８条第４項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である｡  大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。  　市道千里丘北1号線に面した出入口の利用において、来退店車両と歩行者との交錯や右折出庫が懸念されるので、設置者が届出書で提示した対応策を確実に履行するなど、十分配慮すること。 |
| じゃんぼスクエア富田林店（富田林市）  【変更】 | 大規模小売店舗立地法第８条第４項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である｡ |

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面形式により開催。